

修学資金の貸し付けを受けて資格を取ったら… 町内の保健医療福祉施設で働きませんか

勤務年数により貸付金の償還免除も

医師・看護師・介護福祉士が不足しています

町内では、慢性的に医師、看護師、介護福祉士が不足している状況が続いています。看護師が不足すると、入院患者を制限しなければならなかったり、診療日数を減らさなければならない(休診)など、十分な医療の提供に支障を来します。また、高齢化の進行に伴い、介護を必要とする方も増加傾向にあり、町内の事業所では介護サービスを提供する専門職(介護福祉士)を確保するのに大変苦労しています。

修学資金貸付制度を利用してみませんか

町では1992年から、看護師などの確保と、町内の保健医療体制の強化を目的に「医師、看護師等修学資金貸付制度」を実施しています。資格を取得するためには、親元を離れ、大学や専門学校などに進学しなければならず、多額の費用が必要となります。資格取得後、生まれ育った弟子屈で働く方を応援するための制度でもあります。貸付金は、資格取得後、町内の医療機関などに一定期間勤務することにより、償還が免除されます。将来、医療福祉分野で働こうと考えている方は、ぜひ、この制度を活用してください。

多くの先輩が制度を利用 介護福祉士にも適用

制度はこれまで、44の方が利用されています。本町出身の方も貸し付けを受けながら大学や看護学校で学び、看護師資格取得後、町内の病院などに勤務。本町医療の一翼を担っています。平成27年度からは新たに、介護福祉士の資格取得のための修学にも適用されます。介護を必要としている方々は増加の一途をたどっています。専門の知識を習得した若い力が、今の弟子屈には必要です。

【修学資金制度】

- ▶ 貸付対象者／医師や歯科医師、看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士の資格を取得するために大学や専門学校などに在学している方で、将来、町内の医療福祉機関などに勤務しようとする方
- ▶ 貸付金額
 - 医師・歯科医師／月額10万円以内(市町村民税非課税世帯は2万円加算)
 - 看護師・保健師・助産師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士／月額5万円以内(市町村民税非課税世帯は2万円加算)
 - 准看護師／月額2万円以内(市町村民税非課税世帯は2万円加算)
 - 特例貸し付け(在学中に貸し付けを受けなかった方で卒業見込みの方)／60万円以内
- ▶ 貸付利子／無利子
- ▶ 保証人／原則、町内で独立の生計を営む成年の方2人必要
- ▶ 償還免除／卒業後1年以内に町内の医療福祉機関などに勤務し、貸付期間プラス12カ月勤務したとき(特例貸し付けは2年間の勤務で免除)
- ▶ 償還
 - 卒業後1年を経過しても町内医療福祉機関などに勤務しないときは、3カ月以内に償還。
 - 貸し付けの取り消しや、勤務した期間が貸付期間プラス12カ月に満たないで退職したときは、3カ月以内に償還。
 - 実習などで卒業後すぐに町内医療機関などに勤務できない場合は、2年間の猶予規定があります。

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)



あなたの大切な一票を決して無駄にしないで

第47回衆議院議員総選挙および第23回最高裁判所裁判官国民審査が、12月14日に行われます。本町ではこれまでと同様、町内15カ所の投票所で、午前7時から午後8時まで投票することができます。投票日には、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査入場券(はがき)を必ず持参し、入場券に記載された投票所で投票してください。明日の社会をつくる大切な国政選挙であることを自覚し「明るく正しい選挙」になるよう、一人一人が責任を持って投票しましょう。投票日に投票できない方は、期日前投票制度などを利用し、投票することができます。

◇ 期日前投票制度
投票日の前であっても、投票日と同様に、投票用紙を投票箱に直接、投函することができます。

▼ 投票期間
● 総選挙／12月3日(水)～13日(土)
● 国民審査／12月7日(日)～13日(土)
※ 12月7日(日)から、総選挙と国民審査を同時に投票することができます。

▼ 投票時間／8時30分～20時

▼ 対象者／投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭など、一定の事由に該当し、投票所に行くことができないと見込まれる方

▼ 投票場所
期日前投票所(公民館1階研修室)

問い合わせ先／町選挙管理委員会事務局 ☎ 4 8 2 - 2 1 9 1 (内線440)

投票日／12月14日(日) 午前7時～午後8時

第47回衆議院議員総選挙
第23回最高裁判所裁判官国民審査